

愛媛県立三島高等学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じるものをいう。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめはどの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、いじめ問題への対応は学校として大きな課題である。そこで、すべての生徒が安心して学校生活を送り意欲的に諸活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止及び早期発見に努めるとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決することを目指し、「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめ防止等対策のための指導体制

(1) いじめ問題対策委員会

〔構成員〕

- 校長、教頭、人権教育課長、教育支援課長、生徒指導主事、生徒課長、学年主任、養護教諭、スクールライフアドバイザー、関係教職員等によって構成する。

〔役割〕

- 学校におけるいじめの未然防止、早期発見、いじめ発生時の対処等、組織的対応の中核として活動し、いじめ防止対策の計画立案、実施、実施状況の確認、必要に応じた計画の見直し等を行う。
- 校内研修や職員会議を通して教職員の意識高揚を図る。
- いじめに関するアンケートを立案・実施し、アンケート結果を集約して教職員の共通理解及び情報共有を図る。また、いじめであるかどうかの判断を組織的に行い、その判断に基づいて教育相談や生徒指導による対応を行う。
- いじめを認知した場合は早急に事実確認を調査し、いじめられた生徒（以下、被害生徒）への支援計画や、いじめた生徒（以下、加害生徒）への指導計画を立て、組織的に対応する。
- いじめの状況に応じて、愛媛県教育委員会を始めとする関係機関、専門機関との連携を図る。

3 いじめ防止等に関する措置

(1) 未然防止のための措置

〔教職員の資質能力向上〕

- 生徒指導研修（4月）、教育支援研修（10月）、人権教育研修（12月）等、年間計画に基づいて校内研修を推進し、いじめの態様に応じて適切に対処できる資質の向上、カウンセリング能

力の向上、いじめを見逃さない人権感覚の醸成を図る。

- 教職員の不適切な認識や言動が生徒を傷つけたり他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払うよう留意する。
- 体罰は暴力を容認するものであり、生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となり得るものであることから、根絶を図る。
- 発達障害等について適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たるよう留意する。

〔道徳教育の充実〕

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進し、社会性や規範意識、思いやり等の豊かな心を育む。
- 人権・同和教育ホームルーム活動（年間4回）、外部講師による人権・同和教育講演会、人権教育課長講話、全校生徒を対象とした人権作文及び人権標語等の人権教育を推進し、人権意識の高揚を図る。
- 年間を通して週1日「朝読書」の時間を設けて読書活動を推進し、生徒の豊かな感性や深い思考力等を育む。
- ボランティア活動を推進するとともに、幅広い社会体験や生活体験の場を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度やコミュニケーション能力を養う。

〔情報教育の充実〕

- インターネットや携帯電話等のリスクについて生徒及び保護者への啓発に努める。
- 全校集会やホームルーム活動、教科「情報」等を通して情報モラル教育を実施する。

〔いじめを許さない集団作り〕

- 全校集会やホームルーム活動等を通して「いじめを絶対に許さない」という雰囲気醸成する。また、何がいじめなのかについての認識を周知し、規範意識を高める。
- 生徒会活動やホームルーム活動等を通して、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- 学校の教育活動全体を通して、ストレスに適切に対処する力を育む。
- ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らし、すべての生徒が認められているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じて生徒が活躍する機会を提供し、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- 学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人一人が尊重される集団作りを推進する。

〔保護者・地域・関係諸機関との連携〕

- いじめ防止対策推進法及び学校いじめ防止基本方針について周知を図る。
- 家庭訪問や家庭連絡、三者面談等を通して保護者との連携を図り、生徒の健やかな成長を支援する。
- 定期的に保護者に啓発文書を配布するなど、いじめ問題への取組についての理解を促すよう努める。
- 必要に応じてPTAや地域、四国中央警察署、少年育成センター、東予児童相談所、法務局、医療機関、民生委員等との連携を図る。

(2) 早期発見のための措置

〔教職員の意識高揚〕

- いじめは大人の目に付きにくい場所や時間で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、いじめの認知に積極的に努める。
- 日常的に生徒の様子について情報交換を行い、いじめの兆候があった場合はできるだけ早い段階から複数の教職員で的確に関わるよう留意する。

〔アンケートの実施〕

- 生徒・保護者・教職員を対象とした学校評価アンケート（7月、12月）を実施し、いじめ防止対策に対する達成状況を評価する。また、外部の学校関係者により構成される学校評議員会並びに学校関係者評価委員会に学校評価アンケートの結果を報告して助言を受け、その改善に取り組む。
- 新クラスに慣れ部活動が新体制となる6月と、年度の後半に入り秋祭りが終わった11月に、三島高校アンケート及び悩みアンケートを実施する。
- 三島高校アンケートはいじめと体罰に関するもので、自宅で記入して封筒に入れ、所定のポストに投函させる。アンケートは教頭が開封し、いじめに関する訴えがあれば、いじめ問題対策委員会を開催して組織的に対処する。
- 悩みアンケートはホームルームで記入し、学級担任が回収する。学級担任はアンケートの結果をまとめ、必要に応じて個人面談を実施して実態の把握に努める。また、その結果を速やかに学年主任に報告し、いじめに関する訴えがあれば、いじめ問題対策委員会を開催して組織的に対処する。

〔情報の共有〕

- 学年主任は学年会を開催し、悩みアンケートで「いじめられている」「周りにいじめがある」と回答した生徒について情報の共有を図り、配慮を要する生徒について学年全体で見守る体制を構築する。
- いじめ問題対策委員会は学年と連携して悩みアンケートの結果を分析し、いじめを認知した場合は早急に対処する。また、職員会議で悩みアンケートの結果及びいじめに関する情報を共有し、教職員の共通認識を図る。
- 配慮を要する生徒について、進級時の引き継ぎを確実にを行う。

〔教育相談の充実〕

- 生徒や保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- 家庭訪問（5月）、個人面談（5～6月、10～11月）、三者面談（7月、12月）等、生徒及び保護者との面談を定期的実施する。
- 保健室や教育相談室の利用方法、スクールライフアドバイザーとの面談方法、電話相談窓口等について三高手帳に明記し、教育相談について周知する。
- 教育相談等で得た生徒の個人情報、プライバシーに十分に配慮して取り扱う。
- 休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることにより、いじめの早期発見に努める。

(3) いじめに対する措置

[いじめ認知時の対応]

生徒・保護者・周囲の友人等

↓ 訴え・相談・アンケートへの記入

[いじめ問題対策委員会]

ホームルーム担任等の関係教職員 ……内容を把握し学年主任に報告

↓ 報告

学年主任 ……関係課長と連携して事実を確認

↓ 報告

教育支援課長・人権教育課長・生徒指導主事・生徒課長・養護教諭 ……連携して対処

↓ 報告

校長・教頭 ……指導方針の決定、関係諸機関との連携、愛媛県教育委員会への報告

- 生徒や保護者、周囲の友人等から「いじめではないか」との相談や訴え、アンケートへの記入があった場合には真摯に傾聴し、把握した内容を速やかにいじめ問題対策委員会に報告して組織的に対応する。その際、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- いじめ問題対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。事実確認の結果は被害・加害生徒の保護者に連絡するとともに、愛媛県教育委員会に報告する。
- 被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て関係機関や専門機関と連携し、対応に当たる。
- 学校が加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、四国中央警察署と相談して対処する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに四国中央警察署に通報し、適切に援助を求めらる。

[被害生徒又はその保護者への支援]

- 被害生徒の苦痛を共感的に理解し、事実関係の聴き取りを行う。その場合、被害生徒にも責任はあるという考えに陥ることのないようにし、被害生徒の自尊感情を高めるよう留意する。また、当該生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーに十分に配慮して対応する。
- 家庭訪問等により迅速に保護者に事実関係を連絡し、被害生徒及びその保護者に対して徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を、被害生徒及びその保護者に適切に提供する。
- 複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、被害生徒の安全を確保する。また、被害生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、被害生徒に寄り添

い合える体制を作る。

- 被害生徒が安心して諸活動に取り組むことができるよう必要に応じて加害生徒を別室に置いて指導するなど、被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。また、状況に応じて外部専門家の協力を得る。

[加害生徒への指導又はその保護者への助言]

- 加害生徒からも事実確認の聴き取りを行い、いじめがあったことが確認された場合、直ちにそのいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- 迅速に加害生徒の保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上で、学校と保護者が連携して適切に対応できるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、被害生徒の苦痛に気付かせ、今後の生き方について考えさせる。
- 加害生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、当該生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーに十分に配慮して対応する。
- 一定の教育的配慮の下、いじめの状況に応じて特別の指導計画による指導や警察との連携による措置を行うなど、毅然とした対応をする。
- 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき懲戒（退学・停学・訓告）を加える。ただし、いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、加害生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

[いじめが起きた集団への働きかけ]

- いじめを見ていた生徒に対しては、なぜいじめを止めることができなかったのかを自分の問題として捉えさせ、自己の在り方生き方を考えさせる。
- いじめをはやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、適切な指導を行う。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を養う。また、すべての生徒が集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを推進する。

[ネット上のいじめへの対応]

- 名誉毀損やプライバシー侵害等、ネット上で不適切な書き込みがあった場合は、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。こうした措置に当たり、必要に応じて法務局の協力を求める。また、法務局におけるいじめの相談受付を三高手帳に明記して周知する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに四国中央警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 愛媛県教育委員会と連携して学校ネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- 学校における情報モラル教育を進めていくとともに、保護者に対する啓発活動を推進する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

[いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき]

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

[いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき]

- 年間30日を目安とする。

(2) 重大事態への措置

[愛媛県教育委員会との連携]

- 学校は、重大事態が発生した場合や、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、愛媛県教育委員会を通じて愛媛県知事に報告する。
- 愛媛県教育委員会の指導・助言の下、愛媛県教育委員会に設置された愛媛県いじめ問題対策本部会議と連携して対応する。
- 関係生徒が深く傷ついたり、保護者や地域に不安や動揺が広がったりすること考慮し、適切な情報発信とプライバシーへの配慮に留意するとともに、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。

[学校が調査の主体となる場合]

- 愛媛県教育委員会の指導・助言の下、いじめ問題対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実関係を明確にする。
- 学校は、調査により明らかになった事実関係について、被害生徒及びその保護者に対して必要な情報を適切に提供する。アンケートを実施する際には、調査結果を被害生徒及びその保護者に提供する場合があることを説明するよう留意する。
- 学校は、調査結果を愛媛県教育委員会に報告する。被害生徒及びその保護者が希望する場合は、被害生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- 愛媛県教育委員会等関係諸機関と連携を図り、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。
- 学校主体の調査に並行して愛媛県教育委員会主体の調査が行われる場合は、調査対象となる生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう愛媛県教育委員会と密接に連携し、適切に役割分担を図る。
- 学校主体の調査の結果を受け、愛媛県教育委員会が再調査する場合は、愛媛県教育委員会の指示の下、積極的に資料を提出するなど調査に協力する。

[愛媛県教育委員会が調査の主体となる場合]

- 愛媛県教育委員会の指示の下、積極的に資料を提出するなど調査に協力する。